

私企業の経済的形態分類に関する一試論

——法制的企業形態よりの完全なる脱皮と
実証的研究のための方法論として——

武 田 実

序 論

私企業の法制的形態論は、企業は如何なる条件の時、如何なる法律形態をとることが、最適であるかという問題意識から発展した。

一つの企業が事業を行ってゆく際、株式会社の形をとるのが良いか、合名会社、合資会社の何れの形をとるのが良いか、法人組織をとらず個人企業の形をとるのが良いかという問題である。

この様な問題意識は経営政策的なものである。

これに対し私企業の企業形態を客観的に観察し、その経済的内容、意味をとらえようとする考え方がある。経済的企業形態論と概括される立場である。企業を指揮する者が一人であるか数人であるか、企業の出資者が、企業の経営を担当するか否か、企業の出資者が経営者を実質的に支配しているか否か等、企業の出資、支配、経営、の態様から、企業形態を観察分類せんとするものである。

この場合の問題意識は、経営政策なものではなく、社会科学的——経済学的（個別経済学的）なものである。客観事実を観察し、その意味するものをとらえようとするものである。

しかし、経済的企業形態論の考察せんとするものは、法制的企業形態——すなわち株式会社、合名会社、合資会社、有限会社、個人商人の内容であって、これを常に念頭に置いたものである。

従って、その分類に於ても

個人企業、人的集団企業、資本的集団企業、混合的集団企業
というように、内容的に分類しながらも

個人企業——非法人企業

人的集団企業——合名会社

混合的集団企業——合資会社

資本的集団企業——株式会社

と対置し、ただ、「内容は個人企業でも法制的に株式会社の形をとるものもある」と、法制的企業形態と、経済的企業形態のずれが生ずることを認めるといった程度の考え方である。

法制的企業形態の内容を解明し、企業規模の拡大——資本集中の必要という客観環境の要請に基づいて資本的集団企業が形成された過程を説明するものとして、経済的企業形態論はそれなりの歴史的な意義をもつ。

しかし、この立場からの考察は、法制的企業形態を内容的に分析し、その意味を追及した上で、根本に於ては法制的企業形態の枠を出ていない。

更に株式会社に於ける経営と出資と分離という社会現象が注目され、そもそも企業を支配している者は資本家なのか経営者というプロ職能者なのかという観点から問題が提起された。そこで、プロ職能者としての経営者によって運営される企業体を「準公共会社」とか「経営体」という概念に形成し私企業の一形態として分類せんとする学説も生じた。

経済的企業形態論は、資本と経営の分離という社会現象が認識されたことを契機として、出資、経営、支配のあり方を各法制的企業形態について再考察した所に成り立ったとも言えるわけで、この観点よりすれば、「準公共会社」とか「経営体」と言った概念が構成されたことは或程度必然性があると言えよう。

そして、この様な見方に於て企業形態論に於ける一つの問題意識がより鮮明

になったように感ずる。即ち、一部左翼学者が云うような「資本家」が、現代経済社会で、どの程度の役割を演じているのか。現代経済社会を動かしているものは、資本家ではなくプロ職能者としての経営者ではないか、という問題意識である。現代社会に於ける私企業の功績も罪悪も、これをマルクス論的「資本家」に帰するのは、もはや現実を見ない妄想なのではないか、という問いかけを内に含んでいる。

しかし、これには反論もあるわけで、企業支配の実権の大部分は未だ「資本家」の手中にあると主張する学者もいる。又、経営者の企業経営というだけで、あだかも企業の社会化が行われていくかの如き錯覚をもたせることは欺瞞的だという主張もある。

勿論、職能経営者の経営による「経営体」の成立というだけで、企業の社会化が行われたことにはならないが、資本家支配のために生ずる社会悪と、経営者というプロ職能者の官僚機構が生み出す社会悪とでは、その対策が全く異なるであろう。現代社会の弊害の根源に、企業内の官僚的機構があるのに、これを、19世紀的資本家の故だと、架空の悪魔を想像に描いていたのでは、現実的改革案は生れてこない。

現実的改革案は、現実の明確なる認識を前提にする。

現代経済社会に於ける企業運営の実態を明らかにするためには、どの様な企業形態のものが、どの程度あり、経済社会でどの程度のウエイトを占めているのかを調査する必要がある。資本家によって支配されている企業と、プロ職能の経営者が独立運営している企業とが、それぞれ経済界に於てどの程度のウエイトを占めているのか。大企業分野、中堅企業分野、中小企業分野に於けるその実態はどうなのか。これを実証的に明らかにする必要がある。

しかし、そのためには、先ず私企業形態の分類をもっと明確にしなければならない。「個人企業でも株式会社の法律形態をとることもある」というような抽象的な説明では、一つの株式会社が、どの分類に入るのかが明らかとならない。内容的分類の規準が必要となる。

本論は、かかる分類規準明確化の必要性を提唱すると共に、試論的に一つの分類規準を示そうとするものである。

本 論

1 法制的企業形態論から脱皮の必要性

企業形態論は、序論でのべた如く、法律的形態論から発展したため、経済的企業形態の分類だと言いながら、常にその基礎に法制的企業形態が念頭におかれている。

従って、この二者が十分に区分されていないことが多い。

例えば、国弘員人氏著「企業形態論」に於ては、

「つぎに経済的形態を中心として各企業形態を概説しよう」とのべて「第一個人企業」の説明に「多くは個人商人という法律的形態を採用するが、対外的な信用を高める必要や、有限責任の利益や税金などの関係から、法定の所要人員などを形式的に揃えて、有限会社、株式会社などの法律形態を採用することもある」としながら、個人企業の短所として、「個人企業家は一般に無限責任を負わねばならぬ……中略……そのほか、わが国などでは税金の関係においても多少不利であるという短所がある」と法律形態としての個人企業の場合の短所を論じている。

「第二人的集団企業」に於ても、その短所として「協同に事業を經營することは一般にむずかしいが、ことに各經營者（出資者）が連帯して無限責任を負うときには、各經營者の危険は大となる」というように合名会社を念頭において、その短所を論じている。

国弘氏は、「有限会社や株式会社などにしない限り」の註釈をつけて説明している所もあり、氏自身が、この混同をしているわけではないが、その説明が入り混っているのである。

「第三混合的集団企業」の説明に於ても、その長所、短所は合資会社を中心にのべられている。

占部都美氏の「企業形態論」では、概念形成は厳密で、国弘氏の場合のような、あいまいさはない。しかし、その分類方法は、序論でのべた目的意識からみると、実際的でないように思われる。

例えば、第六章第二節個人企業に於て

「個人企業の代表的な法律形態は自然人企業であるが、名義株の利用によって、実質的には単独の企業者が会社の全株式を所有するところの一人株式会社も経済的な意味では、この個人企業にぞくしている」としている。

現在の個人企業では、100%の株式を社長が独占している場合は却て珍しいのであって、従業員に一部の株をもたせるとか、取引先、親類縁者に一部株式をもっている場合の方が遙かに多いと思われる。

100%株式所有以外は個人企業と言えないのであろうか。氏は「出資者の数が単数であるか複数であるかによって個人企業と集団企業にわけることができる」としている。

概念形成の厳密さを守るためには、100%個人出資のもののみを、個人企業とし、これに他人資本が加っているものは、すべて混合的集団企業と考えることは、首尾一貫するかも知れないが、これでは殆どの企業が、この分類の内に入ってしまう。

個人企業も、法制的に株式会社といった形態をとると、株式会社という形態に付随する便宜を利用することを考えるようになり、従業員の持株制度を取り入れたり、取引先に株を持ってもらって、その結合関係を強めたりするようになるものであり、ここに昔の個人企業よりは進化した形の個人企業が出来あがってゆくものである。

こうした実勢を無視して、机上に緻密な概念形成をつづけることは、実際的ではないと言えよう。

以上の例でも明らかなように、経済的企業形態論とは言うものの、従来の物の考え方は、法律的企業形態を頭におき、この経済的実質的内容を考察せんとしている丈で、新しい問題意識のもとに、新たに企業を分類的にとらえようと

しているものではないと思われるのである。

結局これは、経済的企業形態論が、法律的形態論から充分の脱皮をとげていないことを意味するものではなからうか。

2 私企業形態分類の目的

私企業の形態の分類は、いろいろな角度からなされる。従来の企業組織の形態分類にしても、その方法は多種多様である。

どの分類方法が正しいか、などを論ずることは意味をなさない。

それぞれの分類方法によって、何が明らかにされるか。もし、その様な分類をなすことが、経済社会、企業の実態を理解する上に於て、何らかの貢献をなすなら、それはそれとして意味があるわけだ。

私企業の存立基盤が何かということから、中小企業の形態を、都市型、地方農村型に区分したり、独立型、親会社依存型、系列傘下加入型等に区分したりする試みがなされている。企業形態論は、将来こうした企業内容、企業性格の分類の方向にも発展してゆくであろう。こうした分類をすることが、経営の実態掌握に貢献する面が大きく、稔り豊かなものがあると思われるからだ。

しかし、ここでは企業組織面に問題をしばって考えよう。

この面での現代的課題の一つは、序論でものべた如く、「誰が企業を支配運営しているか。現代社会の企業を動かしているものは誰か」を明らかにすることではないかと思われる。

それなら、この課題を、もっとも明確にするような企業分類を考え、それぞれの分類に入る企業が、どの位の数があり、経済界に於てどの位のウエイトを占めるかを実証的に追及してみる必要があるわけだ。

「問題意識」を明確にしないまま、分類方法を考えるなら、無数の分類方法が可能性として考えられるが、これを羅列してみても何の意味もないことになる。

問題意識、目的意識を明確にすることが肝要であり、これが明確になれば、それに応じた合理的な方法論は自ら限定されてくる。

それでは「現代企業は、どの様な性格をもった人々によって動かされているか」これを明らかにするための私企業形態分類の方法論を次に考えることにしよう。

3 私企業形態分類に関する試論的方法論

3-1 個人企業

「一個人が自己の実質的出資に基き、企業の経営を掌握しているもの。」

一個人の経営権は、出資を根拠にするものでなければならない。会社の一部株式を所有しているに過ぎないが、派閥形成力により独裁権をふるっているというような場合は個人企業とは言えない。株式会社であれば過半数の株式を所有していなければならない。但し、この名義を他人としているか否かは問題でない。実質的に経営者の所有であれば良い。

個人企業にも更に二つのものを分類できる。

(イ) 純粹個人企業——全額の実質出資をしているもの

(ロ) 混合的個人企業——経営権を持たない出資者（無機能資本）が参加しているもの

先にものべた如く、多くの個人企業は、(ロ)の形態をとっている。

又、個人企業では、社長の子息や兄弟が専務や常務取締役として参加しているといった形のものが多い。この場合、その出資が実質的に社長のものであれば、個人企業として問題はない。一応その出資が弟さんや、子息の所有である時でも、日本の感覚では個人企業に分類したい所である。しかし、兄弟で運営する会社、親子で運営する会社は個人企業ではなく、人的集合企業である。子息名義の出資金が、単なる名義丈のものとするか、子息がこの出資金を根拠に独立して、経営権を分担しているか、ここいらは極めてデリケートである。

そこで、親子兄弟で過半数の出資をし、経営にたずさわっている企業は、概念形成の厳密さから言えば、人的集合企業と見るべきだが、日本の実際から考

えると、個人企業の一種と見なした方が実情に合うのではないかと思う。

これを、

(ハ) 同族参加の個人企業、として分類してはどうであろうか。

3-2 人的集合企業

「複数の企業者が共同出資し、その出資を根拠として経営権を共同的に行使するもの」

従って、従業員を重役に加え、持株制度により、一部株を持たせている、といった形は人的集合企業ではない。

又、先の同族参加の個人企業も一応この分類からは除外する。

この形態にも、全部の出資を共同経営者グループが所有している場合と、経営権をもたない人が、一部の出資をしている場合がある、この差に基づいて個人企業の場合と同じく、次の二つに区分する。

(イ) 純粹人的集合企業

(ロ) 混合的人的集合企業

我国では、同族参加の個人企業を除外すると、人的集合企業というのは極めて少ない。しかし、数人のサラリーマンが、会社をとびだして、共同して事業をはじめるといった形は無いわけではない。

又、既存の複数の個人企業が、規模拡大の必要、政府の有利な融資を受ける必要から、共同経営に入る事例としては、協業組合に注目する必要がある。

協業組合は、「弱少中小企業を共同させ、市場競争に耐える企業基盤をつくらせる」という国の政策（産業高度化政策と呼んでいる）に基づき、国がその成立を勧奨しているもので、低利長期の融資をこれに行う等の援助をしている。これには、事業の部分的共同化と、全面的事業の合併があり、後者の場合は、完全に事業体の一つになるわけだ。

中小企業の個人企業も、今では、多くが法人形態をとっており、そのため協業組合は、外形上は、会社と会社の結合の形をとる。

しかし、これは、トラストや、コンツェルン等の企業合同、企業集中とは全

く性質を異にするものである。これはその成立基盤としては、個人企業が結合して合名会社をつくったのと類似の要請に基づくものである。

故にこれは、企業集中の一形態ではなく、人的集合企業と見た方が、実際に即応するものであろう。

3-3 資本的集団企業

誰も過半数の出資をしていない企業、共同経営者の出資を合算しても、過半数の出資額とならない企業である。

しかし、過半数の出資をしていなくとも、大株主の個人又は同族又は法人が、この企業の支配権、又は経営権を掌握するが多い。

故に、その支配権、経営権のあり方は更に内容的に分類する必要がある。

(イ) 個人又は同族経営の資本的集団企業

(ロ) 個人又は同族支配の資本的集団企業（同族者が経営にたずさわっているわけではないが、経営者の任免権を掌握し、その企業の支配を握っているもの。）

(ハ) 金融機関支配の資本的集団企業（株主所有による支配のみでなく貸付金により支配権を握っている場合も含む。）

(ニ) 他の私法人企業支配の資本的集団企業

(ホ) 経営者独立の資本的集団企業（経営者が資本の支配から独立しているもの）

(ニ)の形態をとるものでも、その支配している私法人企業が(ホ)の形をとる時は間接的ではあるが、やはり(ホ)の形態と考えることができる。

又(ニ)の形態をとるもので、その支配企業が、(イ)又は(ロ)等の形態をとる時は、それぞれ、間接的な(イ)又は(ロ)形態と見なすことができる。

これは、(ハ)の形態についても同様のことが言える。

したがって(ハ)(ニ)の形態は、間接的にではあるが、(イ)(ロ)(ホ)の形態に分解される。

結局、この(ホ)の形態のものが、「経営体」と呼ばれ「制度的支配の下にある企業」と言われるものである。

結 論

以上でのべた様な分類方法によって、実際の企業を分類しどの様な形態が、どの分野でどの様なウェイトを占めているかを明らかにする。特に規模別に区分して、それぞれの区分内に於ける各企業形態のウェイトを明らかにする。

数の多い中小企業では、抜き取りによるアンケート調査によっても大体の所は推定されるであろう。

規模別のみならず産業別に調査してみることも必要であろう。

そうすれば、「我国経済を動かしている者、私企業を運営している者が、どの様な性格を持つ人々なのか」が明らかになるだろう。

中小企業のこのあり方を明らかにすることは、今後の中小企業に対する社会政策経済政策を考える上で重要な資料となるだろう。

大企業のあり方を明らかにすることは、特に重要な意味をもつだろう。

現代社会の社会悪を、「資本家」の故だとする論が何処までの妥当性をもつか。現代社会の弊害が「官僚的プロ経営職能者の機構」にあるのに、これを「資本家」という架空の悪魔の故だと攻撃している面がないであろうか。もし、「経営管理の官僚機構」に悪の根源があるのに、革命によって自由経済機構を破壊してしまうなら、此の社会悪は更に拡大されることになるだろう。

官僚的経営管理者機構の支配する分野、資本家の支配する分野の実勢力地図を実証的に把握し、この根拠の上に、より良き社会のあり方が实际的に論議されてこそ、学問が稔り豊かなものとなるだろう。

実際的分類を行うとなると、ここに掲げた所だけでは、未だ不十分であろう。又この分類方法を改良する余地もあろう。本論はきわめて、短時日にまとめた為不備粗雑な点は、いろいろあると思う。

それ等の点は読者の叱正を待つ次第である。

あとがき

占部都美氏は、その「企業形態論」に於て、日本の大企業 200 社につき、株主の分散状況、10 大株主のあり方、最大株主のあり方を分析し、「日本の大企業に於ては、経営と資本の分離が、英米やドイツなどより遙かに進んでいる」との結論を出して居る。氏の表現を借りれば「制度的支配」が行われているものが大企業に於ては 75.5% に達しているという。これは貴重な研究であり見解であるが、単なる「株主のあり方」の分析による推定であって、企業形態分類に基づく実証的結論とは言いがたい。

したがって反論の余地も残る。

結論には、大きな差はなくとも、企業形態分類に従って、これを実証したい所である。企業形態分類が、かかる実証研究に使われるのでなければ、精緻を極めた企業形態論も概念遊戯にすぎず、せいぜい企業の歴史的発展過程を説明するものにとどまってしまう。

しかし、一つの企業が実質的にどの企業形態分類に入るかは外部からは、なかなか調査しにくい面があり、内部事情に通じた人の協力が要請される。

尚、本稿の背後にある筆者の問題意識としては、「今後の日本経済内に於ける社会問題は、19 世紀的な、資本家対プロレタリアの問題ではなく、官僚的支配機構——役所のみならず公企業、公私混合企業、私企業全般にわたっての——の内部矛盾や、その運営のあり方にあるのではないか」という所にあるわけだが、そのほか中小企業については、次の様な点にも問題を感じている。

我国では、中小企業の保護育成が、社会政策又は経済政策的観点から取りあげられているが、これが一部資産家の富を形成することにおわっていないかという点である。

これ等中小企業が、公共的性格をもっておれば、この保護育成は、従業員や関連者の福祉にまで及び、社会的意義があるものとなる。

所が、多くの中小企業は個人財産的性格が強く、財務的には公的性格が極め

てうすいものである。社長が80万円の月給をとり、弟の専務が50万円の月給であるが、筆頭の部長（同族でない）の月給は20万円にみたないという姿も珍しくない。

この様な中小企業の保護育成は、個人経営者の富をふくらませる丈で、公的意味はないのではないか。

例えば、東京都では江東区の木場産業（木材関連企業約千企業弱）を、14号埋立地その他へ移転させるにあたって、新埋立地の土地を造成原価坪8万円あまりで払い下げ、（時価は坪30万円をこえている）反面、現在地は時価（坪50万～60万円）で買いあげるといふ恩典を与えている。このため、俄かに大金が、ころげこむ業者が多く、この差額で移転資金を賄ってあまりあるのが普通である。しかし、中には現有地も売り惜しみ、又は、税金対策から、買いかえ資産の土地を買入れる等の業者も多く、移転資金を借入れた方が有利だということで、多いものは2億円位の借入金をしている。これに対し都は、利子補給を10年にわたって行うという恩典を更につけ加えた（但し1億円を限度として）。

勿論、業者の中には、借地の上に工場をもって居り、従来 of 負債が大きく、何らかの助成策なくては、やってゆけないというようなものも、ないわけではない。

しかし、全般として見れば、昨年来の木材価格で、産をなした業者が多く、半年で4億円は儲けたであろうと噂される業者もあるわけである。

こうした業者に土地払下げで、莫大な利益を与え、更に利子補給金まで（これは年2%であるが10年にわたるもので、借り入れ金の大きい所では馬鹿にならぬ金額である）支給する必要性がどこにあるかと疑われる。

筆者は、木材業関連の企業診断を、東京都の委託により行った際、此の問題にふれ、土地払下げの不合理的を指摘すると共に「この様な利子補給金を支給することは貧乏人から、かきあつめた都民税を、金持に献上するようなものだ」と勧告したことがある。

経済政策を考える時には企業が、どの程度公的性格をもっているかの認識も必要なわけで、中小企業の企業形態——どの規模では、どの様な制度的企業形

態が一般的かといった実態把握も、政策を考える基礎として必要だと思があるのである。

この様なことは蛇足とも思うが、関連的に心にあるので付記する次第である。